

建設業者等の指名停止等について

令和2年9月24日
糸魚川市総務部財政課

1 指名停止等措置業者

- (1) 創和ジャステック建設株式会社（糸魚川市大町1丁目5番29号）
- (2) 猪又建設株式会社（糸魚川市大町1丁目6番6号）
- (3) シマヅ防水株式会社（上越市大字本道260-1）

2 指名停止等期間

令和2年9月24日から令和2年10月23日まで

3 指名停止等の理由

糸魚川市発注の糸魚川市健康づくりセンター屋内プール増築（建築）工事（受注者：創和ジャステック・猪又特定共同企業体）において、令和元年12月19日に工事関係者1名が負傷した事故について、令和2年3月19日に共同企業体の代表者である創和ジャステック建設株式会社と同社の現場代理人、下請負業者のシマヅ防水株式会社と同社の糸魚川営業所長が労働安全衛生法違反で書類送検され、令和2年9月にそれぞれ罰金10万円の略式命令を受け、その刑が確定した。

このことが、糸魚川市建設工事請負業者等指名停止措置要領第2条第1項（別表第1、第7号）に該当するため。